

(公表用)

## 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

### ① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

### ② 施設・事業所情報

#### 1 法人・施設・事業所情報

施設名称: 杉の子こども園	種別: 幼保連携型認定こども園	
代表者(職名)氏名: 園長 遠藤 武敬	定員・利用人数: 105名 101名	
所在地: 岩手県八幡平市大更 18-315		
TEL: 0195-76-3345	ホームページ: <a href="https://www.wtep-suginokokai.com/">https://www.wtep-suginokokai.com/</a>	
<b>【施設・事業所の概要】</b> 昭和47年より無認可で開園。昭和50年4月1日に認可を受け保育所となる。平成31年に幼保連携型認定こども園となり現在に至る。八幡平市の南部にあり滝沢市、盛岡市で就労している保護者も多い。園舎は、平成30年に新築された。近くに住宅地と商業施設があり八幡平市でも人口の集まっている地域である。		
開設年月日: 昭和50年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人 杉の子会		
職員数	常勤職員: 22名 非常勤職員: 0名	
専門職員	(専門職の名称: 名)	
	園長 1名	
	主幹保育教諭 1名	
	副主幹保育教諭 3名	
	保育教諭 6名	
	幼稚園教諭 1名	
	保育助手 3名	
	保育助手兼用務員 2名	
	栄養士 2名	
	調理員 2名	
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 室) (設備等)	
	事務室 1室	会議室兼職員休憩室 1室
	医務スペース 事務室内	倉庫 2室
	下処理室 1室	
	調理室 1室	
	遊戯室 1室	
	一時保育室 1室	
	支援室 1室	
	乳児室 1室	
	沐浴室 1室	
	調乳室 1室	
	0歳児和室 1室	

	1歳児保育室 1室	
	1歳児和室 1室	
	2歳児保育室 1室	
	3歳児保育室 1室	
	3歳児和室 1室	
	4歳児保育室 1室	
	5歳児保育室 1室	
	便所 職員用 3室	
	便所 以上児用 1室	
	便所 1～2歳児用 1室	
	便所 0歳児用 1室	

### ③ 理念・基本方針

経営理念 我ら地球人 みんなの笑顔のために  
 ー子ども・保護者・利用者・地域・職員・地球ー

#### 基本方針

- 1、保護者が働きながら子育てできるように安心して預かれる保育園
- 2、放課後の充実した子ども時代が過ごせる放課後完全育成事業
- 3、育児支援をする地域子育て支援センター
- 4、特別保育事業に取り組む

### ④ 施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

特別保育事業（延長保育、障がい児保育、休日保育、一時保育）を行い地域の子育てニーズに応えている。

一の宮太鼓という創作太鼓チームを職員が中心となって活動している。現在は、園のホールにて月曜日に職員の太鼓練習、水曜日に小学生から高校生までのチームの練習を指導している。

食育に力を入れ畑での活動に取り組んでいる。

保育記録・保護者への連絡・事故、苦情等の記録などのICT化を進め情報共有、事務仕事の軽減、保育の質の向上に取り組んでいる。

### ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3 年 12 月 13 日（契約日） ～ 令和 5 年 2 月 2 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 25 年度）

## ⑥ 総 評

### ◇ 特に評価の高い点

#### 食体験を広げる取組

「給食年間計画」と「月の給食活動計画」を作成し、安全な給食の提供に努めるとともに栄養指導やクッキングに取り組んでいる。また、「畑の活動」と連携して採れた野菜を給食に使い、食材への関心や苦手な野菜でも食べてみようとする気持ちを育てている。献立に郷土料理・カミカミメニュー・行事食を取り入れ、子どもの食べる楽しさに配慮し、食体験を広げている。保護者に給食だよりを発行し、乳幼児期の食事の大切さや旬の食材・園で人気のメニュー等を紹介している。食に関するアンケートから子どもの嗜好を把握し、子どもの苦手な食材を食べやすい調理形態や味付けで献立に取り入れ、保護者にレシピ紹介を行うなど家庭との連携に努めている。

### ◇ 改善を要する点

#### アセスメントにもとづく指導計画の作成

園児管理システムに個人記録が記載され、月ごとに報告、相談、見直しをしている。関係職員による協議が行われている。保護者の具体的なニーズを把握している。各種会議で活発に報告・相談が行われている。振り返りや評価が機能している。

今後、アセスメントにより把握した子どもと保護者などの具体的なニーズ等を個別の指導計画に一人ひとり明示する必要がある。

アセスメントの取組の強化と支援困難ケースや配慮を必要とするケースを外部専門家と協力し、対応することが望まれる。

## ⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審し、客観的に評価してもらうことで当園の強みや課題を自覚することができました。子どもたちが笑顔になる事を第一に考えて保育しておりますが、まだまだ「成長すること」「考えること」が多くあることに気づくことができました。

職員一同で学びを得て成長し、子どもたちの笑顔あふれる園にしていきたいと思っております。ありがとうございました。

## ⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

## 第三者評価結果

受審事業所名： 社会福祉法人杉の子会杉の子こども園

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

##### I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

a

<コメント1>

法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。  
法人の理念、基本方針ともに明文化され、各関係資料をはじめ、入園のしおり、ホームページ等にも記載されている。職員への周知については、年度当初の法人全体の職員会議(ICT使用)において、理事長による説明のほか、各園の職員会議においては周知状況の確認等も継続的に行われている。また、保護者に対しては、例年各園において入園説明会を実施しているが、コロナ禍により(昨年度は資料配布のみ)今年度はWeb配信(タブレット、スマートフォン、来園等保護者が選択)を行い、理事長の説明により、周知が図られている。

#### I-2 経営状況の把握

##### I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

<コメント2>

事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。  
社会福祉事業全体の動向については、全国私立保育連盟をはじめ、所属団体の各種会議等をつうじて把握・分析されている。地域における動向、内容については、八幡平市地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画等により把握しているほか、市のホームページや市まち、ひと、しごと創生事業への参加をとおして子どもに関するデータの収集、分析等が行われている。また、経営状況については、会計事務所の指導によるコスト分析が毎月実施されているほか、節電・節水など日常的な取組も行われている。

3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

a

<コメント3>

経営環境と経営状況の把握・分析にもつき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。  
経営状況等の把握・分析については、毎月の園長会議において行われ、保育内容をはじめ、施設設備、職員体制、財務状況等の現状を踏まえ、課題や問題点を明らかにしている。また、経営上の課題や問題点は、理事、評議員等に共有が図られているほか、職員会議でも、園長から状況分析の経緯や改善すべき課題等について周知が図られている。経営課題等の改善に向けた取組については、中長期事業計画(令和3年度～令和12年度)や単年度事業計画を策定、見直しを図りながら進められている。

#### I-3 事業計画の策定

##### I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

<コメント4>

経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。  
前中長期計画の反省・評価等をもとに、新たな中長期計画(令和3年度～令和12年度)が策定されている。現中長期計画の進捗状況の把握・分析については、園長会議、理事会において確認・報告されているほか、法制度の改正や年度ごとの評価等を踏まえ、随時見直しを行うこととしている。また、中長期財政計画として施設整備積立金計画書、人件費積立金計画書も作成されている。  
しかし、人件費積立金計画書については、算定の基礎となる、子ども数の動向や人員配置等の中長期的見通しも併せて明示されることが望まれる。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

<コメント5>

単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。  
中長期計画を踏まえた単年度の事業計画(法人6園共通)が策定されている。事業計画には、事業方針、施設整備、事業内容、職員研修、資金計画など主要事項が示され、各園で作成される各種保育サービス実施計画は具体的かつ実施可能な内容となっている。  
なお、実習生等の受入れをはじめ、地域の特色を活かし、園独自に実践している地域交流の取組等の事業計画への落とし込みや、目標の数値化についても可能な限り検討されたい。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>&lt;コメント6&gt;            事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。            各年度の事業計画の策定は、各担当者ごとの年度末反省を主任(以上児、未満児の各リーダーから主任へ)がまとめ園長へ提出、その後、職員会議、理事会を経て、評議員会へ報告という手順が踏まれている。計画期間中における各事業の進捗状況の把握等については、毎月の園長会議、担当者会議(主任、栄養士、年齢別担当者、調理・用務・畑担当者)において行われ、反省・見直し等がされている。また、事業計画の職員への周知については、年度当初の合同職員会議(Web参加)において、理事長から説明されているほか、各園の職員会議においても資料による理解、周知が図られている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p>&lt;コメント7&gt;            事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。            毎年、全保護者(在園児、新入園児)対象に入園説明会が3月に開催されているが、コロナ禍により(昨年度は資料配布のみ)今年度は、事前配布された入園のしおりをもとに、Web配信による説明会が実施されている。入園のしおりには、事業計画・内容等が分かりやすくまとめられ、理事長、園長説明により周知が図られている。また、Web配信にあたっては、タブレット、スマートフォン、来園(新入園児の保護者は来園)等、いずれかを選択する方法で行われているほか、入園のしおり等のペーパーレスを希望する保護者へのPDF送信などの対応もされている。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>&lt;コメント8&gt;            保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。            管理運営規程及び中長期計画にもとづき、第三者評価や自己評価を計画的に実施し、評価・改善を図りながら、保育の質の向上に向けた切れ目のない取組が行われている。また、年間保育指導計画にもとづく月々の保育活動計画の反省を行い、園長による評価コメント等とおして、指導改善が図られている。さらに職員一人ひとりが自己評価(毎月)に取り組んでいるほか、利用者満足度アンケートを実施し、諸課題の改善が図られている。なお、自己評価の様式には、今年度の目標設定、今月の反省と成果、翌月の課題、気になっていること等を記入し、園長がコメントを付して返している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>&lt;コメント9&gt;            評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。            第三者評価や自己評価の分析結果や課題等は文書化され、職員間でも共有が図られている。課題の改善についても、内容に応じて中長期計画、単年度計画(即時対応含む)により進められている。評価・改善等は園長・主任が中心となり、組織的に取り組んでいる。            さらに計画的改善を図る観点から、個別の課題に対する改善策や計画の作成、担当者、実施状況の把握・見直し等を所掌する保育サービス改善検討委員会(仮称)等の設置についても検討されたい。</p>		

#### 評価対象 II 組織の運営管理

##### II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>&lt;コメント10&gt;            施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。            園長としての役割と責任については、3月の辞令交付式(全職員対象)の場で表明されているほか、法人の管理運営規程及び中長期計画に明記されている。また、年度ごとの職務分担表、仕事分担表にも明記し、職員への理解・周知を図っている。園長不在時の権限委任についても、平常時、有事問わず法人の危機管理マニュアルにおいて明確化されている。</p>		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント11&gt;  施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。  経理規程にもとづき、利害関係者との適正な関係保持や入札等に係る業務の適正化が図られている。全私保連や全社協主催の研修会等への参加をとおして遵守すべき法令等の理解に努めている。また、県、市からの通知文書(コロナ関連等)は職員に配布・研修等をおとして周知が図られているほか、最賃法・育休法(改正点)など広く職員に周知されている。法人の諸規程や各種法令集は事務室で閲覧できるようにしている。  なお、コンプライアンスに関して、職員自ら自己チェックできる体制づくりについても検討されたい。</p>		

<b>II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</b>		第三者評価結果
--------------------------------------	--	---------

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント12&gt;  施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。  年間保育指導計画にもとづく月々の保育活動計画の実践・反省・評価(毎月)がクラスごとに行われ、園長コメントによる指導・助言が行われている。同様の取組は、主任、栄養士、調理、用務、畑担当等全ての部署において行われ、業務全体の質的向上に努めている。また、毎月の担当者会議記録・報告に対する指導等も行われているほか、職員一人ひとりの自己評価(毎月)に対する助言等も行われている。  さらに、職員研修(キャリアアップ研修等)も実施されているが、園長として引き続き保育課題の把握・分析に努め、具体的改善策の明示など、保育の質の向上に向けた組織的な取組を期待したい。</p>		

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

<p>&lt;コメント13&gt;  施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。  毎月の園長会議において、人事、労務、財務等の分析が行われているほか、職員の働きやすい環境整備についても、担当者会議や面談による意見等を踏まえ、改善に向けた取組が行われている。また、園児管理システム、きっずノート(総合連絡アプリ)の導入により、登園情報、保育日誌、管理日誌、保護者への連絡等が一元的に記録・管理され、情報共有や業務負担の軽減が図られている。きっずノートには園からのお知らせ、クラスの連絡、本日の給食などが掲載され、保護者のスマートフォンやパソコンで利用(献立表などプリント希望者もいる)できるほか、アンケートの回答などもアプリで行い、自動集計された結果をPDFで送るといった、ICT化による事務の効率化が図られている。さらに連絡ノートには、一日の子どもの様子を(保育日誌を切り取り)貼り付ける方法がとられている。</p>		
--	--	--

## II-2 福祉人材の確保・育成

<b>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</b>		第三者評価結果
---	--	---------

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント14&gt;  保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。  福祉人材の確保・育成に関しては、中長期計画に「職員の育成に力を注ぎ、人間としての品格と実力を兼ね備えた人材を創出する」とし、勤務年数別(初級、中級、上級)研修(キャリアアップ研修)の骨子が示されている。各園における職員や配置基準については、管理運営規程に明記され、人事配置については、園長会議において、新入園児や退職者数の状況を踏まえて決定されている。採用活動については、大学等への訪問は法人で、ハローワークへの求人票の提出は各園で行っているほか、実習生や職場体験の受入れをとおして仕事に対する理解を図っている。  人材確保については、地域における子ども数の動向や職員の意向等を踏まえ、中長期的視点に立った人員体制の整備が望まれる。</p>		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
----	-----------------------------	---

<p>&lt;コメント15&gt;  総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。  就業規則第3章服務規律の中に「期待する職員像」が、第2章に人事基準が明記され、職員に周知されている。また、キャリアアップ研修(園内外研修)や職務に関する評価等の実施による処遇改善が行われているほか、職員自己評価表(職員意見書)による面接を実施し、将来への意向(正規職員を希望)等を踏まえ、適切な支援が行われている。  なお、キャリアパスの道筋について職員への周知を図るとともに、体系的な研修の計画的取組を期待したい。併せて、職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりも検討されたい。</p>		
---	--	--

<b>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</b>		第三者評価結果
------------------------------------	--	---------

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント16&gt;  職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。  園長が労務管理の責任者となり、有給休暇の取得状況や時間外労働の状況を把握している。職員自己評価表(職員意見書)等による面談のほか、悩み相談についても場所等の配慮を行い、園長・主任が対応している。また、勤務表は職員の希望が尊重され、ワーク・ライフ・バランスに配慮した編成がされている。福利厚生に関しては、健康診断、インフルエンザ予防接種等は全て法人負担で実施されているほか、産休中の給与支給や保育士、幼稚園教諭資格取得者への職専免等の配慮も行われている。人材確保・定着の観点から、ICT化の推進による業務負担の軽減や、事業実施方針の一つに「職員も子育てしながら働ける職場とする」ことを掲げ、実践されている。  なお、引き続き、職員の就業状況や意向・意見を把握し、人材や人員体制に関する計画等に反映されることを期待したい。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント17&gt; 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 組織として「期待する職員像」は就業規則第3章服務規律の中に明記されている。職員一人ひとりの目標管理については、職員自己評価表(職員意見書)をもとに面談が行われている。所定の様式に、今年度の目標設定、今月の反省と成果、翌月の課題、気になっていること等を記入し、仕事以外の意向・意見等も含めて園長との面談が行われている。園で実施している面談等は目標管理制度によるものではないが、職員の日々の業務改善につながる手法として評価できる。 なお、制度の導入については、職員の業務実態等を見極めながら、園長会議において検討されている。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント18&gt; 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 職員の教育・研修に関する基本方針は、中長期計画の職員の育成と研究研修の項に、「期待する職員像」は就業規則に明示されているほか、園が職員に必要とする専門技術や専門資格については、管理運営規程に明記されている。今年度は、コロナ禍により、主幹保育教諭対象研修、キャリアアップ研修(全職員)はWebでそれぞれ受講している。また、毎月実施されている園内研修では、ヒヤリハットに関する事例研究や「ちいさいなかま」(全国保育団体連絡会発行の保育雑誌)の読み合わせ研修等が行われている。 なお、中長期計画及び単年度計画に、勤務年数別(初級、中級、上級)のキャリアアップ研修(園内外研修)の骨子が示されているが、今後、計画の具体化と実施後の評価・見直し等も図られたい。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>&lt;コメント19&gt; 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。 職員一人ひとりの専門資格取得状況については、職員台帳に記載されている。新任職員(今年度1名)に対する研修は、外部研修をはじめ、主任、クラス担任による個別的なOJTなど、一年をとおして行われている。また、階層別・職種別等の外部研修も行われているが、今年度はコロナ禍により、県私保連主催のキャリアアップ研修(幼児教育)をWebにより全職員が受講している。教育・研修は、全職員対象に行われ、研修後は、研修履歴(出張命令による場合は外部研修受講カード)に記入されている。 なお、新採用者に対する研修については、年間計画にもとづいた取組を期待したい。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>&lt;コメント20&gt; 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 「保育士資格、栄養士資格をめざす学生及び保育園の職場体験を希望する方を受け入れ、将来の人材育成に貢献する」ことを実習生受入マニュアルの冒頭に掲げ、今年度はすでに、幼稚園実習4人、保育園実習2人、職場体験7人(高校生3、中学生4)の学生・生徒を受け入れている。 受入れにあたっては、「実習生受け入れマニュアル」に沿って行われているが、実習生の目的や職種に配慮したプログラムをはじめ、実習上のルールを定めた「実習生の心得」、「誓約書」等の整備を図り、実習生の要請に応えるべく組織的な取組を期待したい。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>&lt;コメント21&gt; 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。 ホームページで法人の理念や基本方針、保育の内容、現況報告、決算報告等が公開されているほか、WAM NETでも現況報告、計算書類、社会福祉充実計画が公開されている。また、電話帳の広告欄に法人の理念や事業の一端が掲載されているなど、運営の透明性を高める取組が行われている。また、室内カメラを設置し、保育課題の見える化を図っている。 一方、第三者評価の受審結果の公表については、管理運営規程により行われているが、苦情・相談に関する対応についても検討されたい。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント22&gt; 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 事務、経理、取引等に関するルールは、経理規程に定められているほか、職務分担表においても分掌事項が明確にされ、職員に周知されている。事務、経理等については、法人監事による出納監査(年2回)、決算監査(年1回)のほか、県・市による監査も毎年実施されている。また、会計事務所による指導(毎月)を受けるなど、公正かつ透明性の高い経営・運営が行われている。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント23&gt;                      子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。                      理念に「地域の活性化」を、事業実施方針に「地域と交流」を掲げ、地域資源を生かした特色ある交流行事が行われている。その一つに、地域に鎮座する相馬神社、千手観音、稲荷神社の祭(三社祭)への参加がある。昨年度、今年度は、コロナ禍により(例年、園児の余興、会食、花火等が行われている)神社へしめ縄を奉納し、収穫した野菜を供えて、園児が参拝するという形で行われている。また、祭に先立ち、氏子と職員による境内の清掃や、しめ縄づくりは、職員自身の交流の場ともなっている。このほか、一の宮太鼓、ガーデンフェスティバル、八坂神社山車引き・みこし担ぎ、老人クラブとの交流等が計画され、地域の人々とのふれあいをとおして、子どもたちの社会性を育てている。なお、保護者への地域の情報提供も行われているほか、交流行事に対する理解、協力のもとに実施されている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント24&gt;                      ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。                      ボランティア受入れの基本姿勢については、ボランティア受入マニュアルの冒頭に明示され、地域の学校教育等への協力も記されている。また、ボランティア受付簿(氏名・学校名・学年・住所・連絡先・クラブ・担任名・保護者名等)が用意され、今年度は高校生1名を受け入れている。ボランティア活動の注意事項を記したプリントがボランティアに配布され、園長がその内容を説明している。また、ボランティアの活動は、職員の支援のもとに行われている。                      なお、受入れに関する必要事項についてはおおむねマニュアルに表記されているが、子ども・保護者への事前説明、実施状況の記録、ボランティア保険の加入など、追加・見直しを図りながら、継続的取組を期待したい。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>&lt;コメント25&gt;                      子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。                      個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示した各連携機関連絡先一覧を作成している。地域の関係機関・団体との連携については、市教育委員会主催の「学校(所・園)と民生委員・市担当者との四者情報交換会」に参加し、管内の幼児・児童・生徒について、学校生活や家庭生活における課題等の共有、支援等が行われている。また、要保護児童対策地域協議会には、大更こども園園長が参画し、情報共有(法人6園)されている。問題を抱える家庭への対応については、市の担当保健師への連絡・相談を経て、案件により、児童相談所等との連携が図られているほか、虐待対応マニュアルも整備されている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント26&gt;                      地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。                      地域の福祉ニーズ等の把握については、法人の評議員会をはじめ、地元小学校の学校運営協議会、市教育委員会主催の学校(所・園)と民生委員・市担当者との四者情報交換会等をおとして行われている。また、法人事業の一つである子育て支援センターで発行している子育て通信「そよ風」(年6回)、「はらっば」(年6回)の市の回覧板による回覧や、保護者アンケートの実施による保育ニーズ等の把握に努めている。さらに地域住民との会合、市や電話による問合せなどをおとして、地域課題等の把握も行われている。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>&lt;コメント27&gt;                      把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。                      法人では、保護者がより子育てしやすい環境づくりに貢献することを目的に、延長保育(18:00~19:00)、休日保育(祝祭日)、一時保育(利用者以外の子どもを対象)を実施している。また、子育て支援センターによる育児相談・育児講座等の開催や、杉の子ホーム(学童保育)による放課後の安全・安心な過ごし方支援等、多様な保育ニーズに対応した事業が展開されている。職員は、一の宮太鼓(創作太鼓)に取り組み、地域の祭や花いっぱい運動等への参加をおとして、地域の活性化や環境の美化活動に一役買っている。一の宮太鼓は、園のホールにて、月曜日に職員が練習し、水曜日は小学生から高校生までを対象とした職員による太鼓指導が行われている。さらに、学童施設を開放し、日本習字教室(月3回水曜日)が行われ、小学生から大学生、職員も受講している。</p>		



評価対象 III 適切な福祉サービスの実施

III-1 子ども本位の福祉サービス

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント28&gt;                      子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。                      園庭に経営理念の記念碑があり、保育目標が廊下と玄関に掲示されている。経営理念、基本方針、保育理念、保育目標、経営方針等が、入園のしおり、中長期計画、就業規則の巻頭に記載されている。子どもを尊重した保育について、入園説明会で保護者に説明が行われている。職員に対しては、年度当初の職員会議で周知や確認をしている。                      子どもの尊重や基本的な人権への配慮・性差への対応などについて、定期的にチェックし、対応することが望まれる。また、外国人の入園等が予想され、子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針を明示し、保護者の理解を図る取組も望まれる。理念や保育目標等の構造化と保護者、外部機関、専門家との連携を強化することにより、さらなる質の向上と先進的な取組が期待される。</p>		
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p>&lt;コメント29&gt;                      子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。                      園児・保護者、利用者プライバシー保護、権利擁護マニュアルに基本方針から虐待防止の4項目が規定され、職員にも周知されている。入園説明会において、プライバシー保護に関する取組を説明している。ホームページや園だより・園内掲示などについて、名前・写真の掲示の可否を確認し、一覧を作成している。保護者からの相談には、プライバシーに配慮して、2階の会議室等を使用できるようにしている。保育においては、排泄、着替え、シャワーなど様々な生活場面をつうじて配慮が行われている。</p>		
III-1-(2) 保育に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>&lt;コメント30&gt;                      利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。                      入園のしおり、ホームページ、パンフレット、八幡平市広報、電話帳に保育所の紹介が記載されている。保育の利用希望者が保育所を選択するために必要な情報提供として、入園のしおり、ホームページ、パンフレットが活用されている。見学等の希望や個別の説明は丁寧に                      行われている。                      今後、公民館、市役所、支所、学校、小児科医院、図書館、体育館等への配置が望まれる。資料の作成のための保護者へのアンケートを行い、それを参考に写真、図、絵等を吟味し作成することも有効である。地域の外国人に対する配慮も必要になっている。</p>		
31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>&lt;コメント31&gt;                      保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、保育所が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。                      保護者等の意向や理解しやすい説明や工夫をしながら、開始、変更時の説明も行われている。                      入園のしおりに書かれている事柄の変更、保護者の就労状況による保育時間の延長、延長保育等の変更、保育の具体的内容、日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明し、同意を得ている。                      保育の開始・変更時には口頭で同意を得ているが、今後は書面で残す必要がある。そして外国人をはじめ、配慮が必要な保護者への説明資料を準備し、対応方法をルール化し、適正な説明や運用を図ることが望まれる。</p>		
32	III-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント32&gt;                      保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。                      引継ぎ記録の資料は整備されている。                      今後は、子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置し、相談方法や担当者を記載した文書を渡すとともに、必要に応じて行政等との協議やネットワーク・体制の構築が望まれる。</p>		

III-1-(3) 子ども・保護者等満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子ども・保護者等満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント33&gt;            利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。連絡ノートで食事、睡眠、きげん、排便、入浴、連絡事項、お迎えについて等、園と家庭との連絡が密に行われている。年に1回の利用者満足度調査を行い、分析検討している。行事アンケート、育児相談と育児調査のアンケート、個別面談年2回、杉の子育てる会役員会(24名の保護者)年に2~3回、クラス懇談会2~3か月ごとに実施している。各種行事については、コロナ禍のため、中止または縮小している。各種会議で分析検討し、具体的な改善を継続的、積極的に行うことを期待する。</p>		
III-1-(4) 保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>&lt;コメント34&gt;            苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。苦情解決規程、苦情対応マニュアルにもとづき、責任者園長、受付担当者主任保育士、第三者委員民生委員、会計士が設置されている。苦情解決の仕組みを分かりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者に配布している。フローチャートが入り口に掲示され、第三者委員の名前と電話番号が記載され、意見箱も設置している。合同職員会議で各園からの報告と保護者役員会に報告し、共有している。取組は真摯に行われており、信頼関係も今までの取組の結果、良好である。園だよりやホームページ等で申出者のプライバシーに配慮のうえ、内容と解決策を公表することで、信頼度や保育の質のさらなる向上が期待される。</p>		
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>&lt;コメント35&gt;            保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。保護者に園への意見・要望は電話や連絡ノートをとおして職員に伝えて欲しいこと、また、いつでも相談できることを入園説明会、パンフレット、園だより、声掛け等により知らせたり、伝えている。保護者の思いや希望に応じて場所・時間・相談相手を選べ、相談しやすく意見を述べやすい環境に配慮している。</p>		
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>&lt;コメント36&gt;            保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。意見箱、園だより、連絡ノート、きっぷノート等を活用し、保護者からの相談や意見を把握し、園長、理事長、法人内各園とも情報共有をし、組織的かつ迅速に対応している。このことが養育・支援の質の向上につながっている。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>&lt;コメント37&gt;            リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。職務分担、危機管理マニュアルにて、リスクマネージャー、委員会が設置されている。事故発生時の対応と安全確保のマニュアルが明確になっており、職員に周知されている。ヒヤリハット、事故記録が積極的に収集され、記録、要因分析、対応が適切に行われている。さらに毎月法人内の合同会議で報告し、職員に周知することで、安全確保、事故防止のための具体的研修になるほか、毎月の評価、見直しの場となっている。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント38&gt;            感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。感染予防、掃除マニュアルを詳細に規定している。火災、けが、発熱、感染症発生時対応をフローチャートにし、わかりやすく整備している。園内外安全確認、給食衛生、給食室管理、年齢ごとデイリ―と仕事内容等が細かく決められている。説明会で保護者へ直接説明している。毎月の保健だよりにて、時季に即した注意事項や情報を記して、配布している。毎日、玄関に感染症の状況を記載している。きっぷノートにて、保護者へ状況や注意事項をリアルタイムで情報提供し、安全確保している。過去のコロナ感染症流行期には、子どもは4割、職員は5割以上感染したが、市役所、保健所、小児科医師と連携し、対処している。</p>		

39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>&lt;コメント39&gt; 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 危機管理マニュアルに火災、地震、風水害、その他の天災及び交通事故等安全を脅かす全ての事象が42ページにわたり規定されている。事故発生防止のための指針に即して、判断基準、報告事項、避難場所等が設定されている。これらにもとづいた避難訓練が月ごとに詳細に決められ、実施されている。 反省と避難記録簿が整備されている。備蓄食材(缶詰、水、粉ミルク)を常備している。</p>		

### III-2 保育の質の確保

#### III-2-(1) 保育の標準的な実施方法が確立している。

40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
----	---	---

<コメント40>  
保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。  
年齢別保育課程とそれにもとづく年間保育指導計画が、4期かつ月ごとに詳細に記載されている。月間保育指導計画(0歳児は一人ひとりのねらいと育てたいこと)があり、反省と評価がされている。保育マニュアルが整備されている。  
杉の子、森の子合同で、毎月報告、反省、見直しをし、周知徹底されている。  
職員会議録、ケア記録が整備されている。

41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
----	---	---

<コメント41>  
標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。  
実質的に月1回の職員会議と杉の子、森の子合同会議にて検証・見直しが実施されている。連絡ノートや日々の保護者との意見交換、アンケート、年2回の個別面談での意見等が保育計画に反映されている。  
両園の今までの積み重ねとともに、標準的な実施方法の見直しがしっかり機能している。

#### III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
----	--	---

<コメント42>  
アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。  
園児管理システムに個人記録が記載され、月ごとに報告、相談、見直しをしている。関係職員による協議が行われている。保護者の具体的なニーズを把握している。各種会議で活発に報告・相談が行われている。振り返りや評価が機能している。  
今後、アセスメントにより把握した子どもと保護者などの具体的なニーズ等を個別の指導計画に一人ひとり明示する必要がある。  
アセスメントの取組の強化と支援困難ケースや配慮を必要とするケースを外部専門家と協力し、対応することが望まれる。

43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
----	------------------------------------	---

<コメント43>  
指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。  
年間、月間保育計画が作成され、定期的に報告相談を実施している。利用者のアンケートや個別面談で意向を把握している。  
指導計画の評価・見直しについて、手順など組織的な仕組みが十分に定められているとは言えない。評価・見直しに係る時期、方法、変更の手順などを検討し、職員への周知を図り、保育の質の向上につなげていくことが望まれる。

#### III-2-(3) 保育の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
----	--	---

<コメント44>  
子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。  
園児台帳、管理システム、保育日誌、職員会議録、ケース記録、保育園共有フォルダ等、綿密かつ丁寧に記録されている。統一した様式、情報の流れ、分別、定期的な会議、共有する仕組み等が整備され、いつでも確認できる。毎月の会議により、指導等の工夫に活かせる状況にある。  
今後は、職員の記録内容と書き方に差異が生じないように、記録要領の整備を進めることで、さらなる共有化が図られることを期待する。

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
----	------------------------------------	---

<コメント45>  
子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。  
就業規則、入園のしおり、個人情報保護に関する確認、個人情報の画像の取り扱い、個人情報保護・管理マニュアルにおいて子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報提供、適正な利用、漏洩対策、対応も規定されている。  
個人情報保護に関する確認と個人情報や画像の取り扱いについて、保護者から確認を取り、文書として保存している。名前、顔写真の掲載について、ホームページ、きつずノート、園だより、園内掲示、報道関係ごとに一覧表として整理されている。きつずノートの著作権、二次利用、二次配布、保護者個人の画像等の取扱いについても、一人ひとり確認をし、保存している。  
今後は、記録の管理について、個人情報保護の観点から、職員への教育、研修を組織的に行うことが求められる。

## A-1 保育内容

A-1(1) 全体的な計画の作成		第三者評価結果
A1	A-1(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<p>&lt;コメント1&gt;                      全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。                      「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に、「全体的な計画」の作成が求められている。                      法人の保育理念・保育目標・杉の子会の保育にもとづき「保育課程」が作成されている。「保育課程」は月齢・年齢の区分で、「子どもの姿」と「遊び」によって構成されている。年間指導計画の作成時などに気づいたことを園長に伝え、園の会議や法人の園長会議に提起し、見直しを行っている。添付資料より、0歳児の「7ヶ月～9ヶ月」と「10ヶ月～12ヶ月」の見直し箇所を確認することができた。年度初めにアンケートで保護者の子育て等の意向を把握し、園やクラスの保育目標（テーマ）を決め、園だよりで周知している。                      「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「杉の子会の保育」や杉の子こども園の特色・保育内容・子育て支援など園生活の全体を踏まえ、「全体的な計画」の作成に取り組むことが望まれる。</p>		
A-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A2	A-1(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>&lt;コメント2&gt;                      生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。                      採光の良い園舎で、床暖房・エアコンが完備され、毎日定時に温度・湿度等をチェックし快適に過ごせるようにしている。保育室は、子どもが安全に遊んだり過ごせるように室内を整えている。遊具や用具は、取り出しやすく配置している。個別のロッカーは年齢や身長に合わせてフックの高さを調節でき、持ち物や教材の収納ケースは年齢に応じた物を使用している。園舎内外の環境の「年間計画」や「月の活動計画」を作成し、環境整備に取り組んでいる。また、朝夕に安全点検を実施し、早期発見や補修に努めている。手洗い場・トイレは、年齢に応じた設備で使いやすく、日2回の掃除を行い清潔に保たれている。以上児のトイレは、在籍人数に比べると便座数は少ないが、混乱のないように使用の仕方を工夫している。</p>		
A3	A-1(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>&lt;コメント3&gt;                      一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。                      入園時に保護者から子どもの生育歴・家庭環境などを聞き取り、発達や生活習慣などの状況を把握している。また、保護者から伝えられた子どもの家庭での様子や体調等は、職員間で周知し保育に活かしている。保育士は子ども一人ひとりをよく観察し、思いや要求を言葉で伝えられるように援助している。活動やデイリーの都合等で片付けや中断を促す時は、スペースを確保して、続きができるようにしたり、状況をわかりやすい言葉で伝えて次の機会を約束するなど、思いや欲求を受け止めた働きかけや援助を工夫している。活動内容や時間の都合等により急ぐことを促す時もあるが、年齢や個人差に応じた保育のペースを心がけている。</p>		
A4	A-1(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>&lt;コメント4&gt;                      子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。                      一人ひとりの生活習慣の習得状況は、園児管理システム（発達記録表）に入力・チェックをして把握し、見落としや次のステップを確認している。家庭と連絡を取り合い、年齢や個人差に配慮しながら、見守る・声をかけて促す・やりやすい方法やコツを知らせるなどして、「やってみよう」「できた」という気持ちを持てるように援助している。1日の生活の流れや活動量に応じて、静と動のバランスを取っている。体調に不安のある子どもは、職員間や他のクラスと連携して、静かな遊びや過ごし方ができるように配慮している。食事や健康・清潔の習慣は、月の指導計画に位置づけて、栄養士や担当保育士がポスター等の媒体を使って、わかりやすく伝えるように取り組んでいる。</p>		
A5	A-1(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>&lt;コメント5&gt;                      子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。                      「杉の子会の保育」にもとづき、歌やリズム・畑や戸外活動・絵や造形活動などをおして、様々な遊びの経験や体験ができるように保育を展開し、子どものやってみようとする気持ちを育てている。遊具や用具・素材等は、遊びや活動の状況に応じて準備し、子どもが発想を活かして使えるように取り出しやすい所に配置・収納している。四季などおとしての戸外遊びや畑の活動などから、身近な自然に興味関心を示したり、変化を感じ取れるように援助している。日々の生活や遊び・異年齢のふれあいの中で、友だちとの関わりを深めたり思いやりの気持ちを持てるように働きかけ見守っている。遊びの中や「防火安全」「交通安全」の指導から、安全な行動やルール・約束を守るなどが身に付くようにしている。散歩や園外保育・地域行事への参加などをおして、地域の方々やふれあう機会を設けている。</p>		
A6	A-1(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント6&gt;                      適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                      保育室は、フロアと和室が配置されており、遊びと睡眠など用途で使い分け、個々の生活リズムで過ごすことのできる環境を整えている。月齢に応じた遊びや動き（運動）ができるように乳児用の大型遊具をマットとともに設置し、安全に遊べるようにしている。言葉かけやスキンシップを多くして、表情や反応を受け止めながら愛着関係を育み、発語を促している。また、保育士と一緒に遊具や手作り玩具に触れて遊んだり、散歩や戸外の遊びを取り入れて、周りへの興味や関心を持てるように援助している。連絡ノートや朝夕の伝え合いをおして家庭と連携を図り、機嫌・授乳量・離乳食・睡眠等の状況を共有している。個々の子どもの様子や必要な配慮等は職員間で共有して保育を進めている。</p>		

A7	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント7&gt; 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 「認定こども園教育・保育要領」に「3歳未満の園児については個別的な計画を作成すること。」と明記されている。 一人ひとりの発達や気持ちに寄り添いながら、1歳児は「自分で」、2歳児は見守りながら「できた」という気持ちを大切に保育を進めている。危険のないように保育室やホールを整え、保育士や友だちと一緒に好きな遊具で遊んだり、戸外で身近な自然に親しみながら探索活動が楽しめるようにしている。園庭に未満児エリアを設定し、安全に遊べるようにしている。保護者にきつずノートや連絡ノートを活用して、子どもの姿や成長の様子を伝え共有している。無理のない形で年上の子や地域の方とふれあう機会を設けている。一人ひとりの状況はケア記録などに記載されている。 保護者の思い(意向)や子どもの発達状況等に即して、保育のねらい・援助や関わり・振り返りなどが記載される個別の計画となるように様式を含めた検討が求められる。</p>		
A8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント8&gt; 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 それぞれの年齢の発達段階やその特徴を捉えて指導計画を作成し、戸外活動、運動遊び、リズムや音楽、絵画制作などの活動をとおして、年齢に即した身体機能や意欲・表現する力を育む保育を展開している。年齢や子どもの状況に応じた内容や難易度で、指導や援助の仕方を工夫し、満足感や達成感を味わえるように配慮している。また、遊びや活動をとおして、友だちとの関わりを深めたり仲間意識が育つように援助している。保護者に、送迎時や園だより・連絡ノートで子どもの取り組んでいる様子や成長を伝えている。コロナ禍で参加が制限されているが、歌や踊りの披露・製作物の展示などで地域行事へ参加している。</p>		
A9	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント9&gt; 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 現在、発達の遅れなど配慮を必要とする子どもが数名在籍し、市の保健師のアドバイスを受けながら保育を進めている。個々の子どもの状況や接し方・援助については、職員間で共有・周知を図っている。連絡ノートで日々の様子を伝え合い、保護者の思いを受けとめながら連携を図っている。特に発達等を心配する保護者には、市の「きらきら広場」を紹介し、直接保健師に相談したりアドバイスを受けられるように働きかけている。支援や配慮を必要とする子どもについて、市の教育委員会主催の四者情報交換会や教育相談と連携を図っている。 障がいのある子どもや支援・配慮の必要な子どもは、生活習慣・行動の特性や実態を把握し、ねらいや援助内容・振り返りなど個別の指導計画の作成が望まれる。また、保護者に障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組が求められる。</p>		
A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント10&gt; それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 子どもの登降園時間や延長保育利用児数に応じた勤務・職員体制を取っている。朝夕の人数の少ない時間は異年齢でゆったりと過ごせるようにし、登園児数が増える時間帯から保育室を移動して、以上児・未満児・乳児に分かれて遊びが楽しめるようにしている。1日の生活リズムや栄養摂取量を考慮した食事・おやつメニューとなっており、延長保育利用児には夕方のおやつを提供している。保護者からの連絡や職員間の引継は、システム(備忘録)の活用や口頭でも確認して漏れのないようにしている。 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に、長時間にわたる教育及び保育内容について指導計画に位置付けることが明記されている。取組や保育の状況について指導計画に盛り込むことが望まれる。</p>		
A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>&lt;コメント11&gt; 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 指導計画に、「話を聞く」「自分のことは自分でする」「友達との関わり」など、就学に向けて必要な態度や習慣を身に付ける内容が明記され、指導・援助を行なっている。秋の小学校訪問は、校舎内や授業の様子を見学し、具体的に小学校生活を知る機会となっている。園併設の学童クラブの児童との交流も就学への期待感につながっている。個別面談で保護者に就学時健診の様子や不安に思っていることを聞き取り、園での様子や就学に向けて取り組んでいること・家庭で取り組んで欲しいことなどを伝えている。小学校と就学児童の引継ぎ会を行い、スムーズな移行に努めている。「認定こども園園児指導要録」には、入園時から年度ごとの保育の状況を記載し、関係する職員が作成して小学校に送付している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント12&gt; 子どもの健康管理を適切に行っている。 早番(玄関対応)保育士は、保護者から子どもの朝の検温・健康状態を聞き取り、パソコン(備忘録)に入力している。子どもの体調や健康状態については、各クラスのパソコンで確認でき、周知が図られている。入園時に既往症や予防接種の状況について園児管理システムに入力し、保護者から知らせを受けた時や年度末に保護者に園児台帳を返して確認を行い、システムの更新を行っている。「保健年間計画」にもとづいた「保健だより」を配布して、保護者に子どもの健康や病気・感染症の予防などについて情報を提供している。月の「保健衛生活動計画」を作成し、子どもの健康管理や保健・衛生面に配慮している。体調の変化、怪我、熱等の場合は、マニュアルに沿って対応している。「乳幼児突然死症候群(SIDS)」については、「入園のしおり」の検討をする際に職員に確認・周知を図っている。保護者に対しては、「入園のしおり」に資料を入れて情報提供している。子どもの午睡状況を観察するとともに、0歳児は15分おきに睡眠状況を確認し、睡眠表に記録している。</p>		

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント13&gt; 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。 健康診断・歯科検診は年2回実施している。受診結果は、園児管理システムに記録し、保護者には異常がなければ連絡ノートに記載して伝え、所見がある場合は直接伝えている。歯科検診の結果は、口腔内の状況を「お口の健康通知」で知らせている。所見や虫歯などがある場合は、早めの病院受診をすすめ、受診の結果や状況は、その都度園に知らせてもらっている。コロナ感染予防の観点から、飛沫が飛ぶことが予測されるため、現在、仕上げ磨きは中断している。日々の保育の中で絵本や紙芝居などを用いて、丈夫な体や歯の大切さなどについて関心を持てるよう取り組んでいる。</p>		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント14&gt; アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。 入園時に保護者からアレルギー疾患や慢性疾患のある子の状況を聞き取り、医師からの指示を受けて対応している。食物アレルギーにより除去の必要な子どもには、医師と保護者に「食物アレルギー食品チェック表」の記入をお願いし、加えて保護者には事前に献立表を配布し食品のチェックをしてもらっている。「アレルギー除去食マニュアル」に沿って、緑色のトレイに名前や除去食品名を記載したプレートを付け、給食担当者・保育士間で口頭確認を行い、誤食防止に努めている。 次年度から「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)にもとづいて、医師からの「指示書」を「生活管理指導表」へと切り替えを検討している。アレルギー疾患、慢性疾患等の対応についての研修受講や園内での伝達講習をとおして、職員間で必要な知識や情報などを理解・共有することが望まれる。併せて「食物アレルギー対応」のマニュアル・フローチャートの作成も検討されたい。</p>		

<b>A-1-(4) 食事</b>	第三者評価結果
-------------------	---------

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>&lt;コメント15&gt; 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 「給食年間計画」と月の「給食活動計画」を作成し、栄養指導やクッキングを実践している。また、「畑の計画」と連携して畑で採れた野菜を給食に使用し、食材への関心や苦手な野菜でも食べてみようとする気持ちを育てている。年齢や食習慣の習得を見ながら、テーブルと箱椅子の使用や配置を工夫し、子ども全体に目を向けて指導・援助ができるようにしている。食事の状況や好き嫌い等は家庭と連絡を取り合い、食事量を加減したりおかわりで調節し、楽しく食べることを大切にしている。毎月保護者に給食だよりや献立表を配布して、乳幼児期の食事の大切さや旬の野菜のレシピを紹介するなど情報を提供している。年に1回嗜好調査を行い、結果を保護者にフィードバックするとともに、子どもが苦手とする食材を食べやすい調理形態や味付けで献立に取り入れられたり、保護者にレシピ紹介を行なっている。個別面談では、栄養士が相談に応じる体制もあり、相談内容は職員間で共有している。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント16&gt; 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 食材の衛生管理や調理時の温度や湿度・保管状況等に留意し、安心・安全な食事の提供に努めている。子どもの発育や年齢に応じた献立を作成し、子どもの喫食状況(量、大きさ、硬さ、食の進み方、嗜好など)は、担当保育士等と連携を取っている。旬の食材や畑で収穫した野菜を使ったり、郷土料理・カミカミメニュー・行事食を取り入れ、子どもの食体験を広げている。カミカミメニューの日は、放送でメニュー紹介をし、30回噛む「カミカミタイム」を設けて、噛む力を育てている。栄養士や調理員は、食事の様子や進み具合を観察して、声をかけたり反応を受けとめながら、喫食状況を把握している。給食室は「給食衛生管理マニュアル」・「衛生管理点検表」にもとづき、適切に衛生管理を行っている。</p>		

## A-2 子育て支援

<b>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</b>	第三者評価結果
--------------------------	---------

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント17&gt; 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 「入園のしおり」を配布し、保育理念、保育目標、保育内容、保育時間、行事、持ち物等について説明している。毎月、園だより・給食だより・保健だよりを発行し、子どもの様子やその月の保育・子育ての情報などについて知らせている。「入園のしおり」で保護者に都合の良い日にいつでも保育参観と給食の試食ができることを知らせている。コロナ禍で参観の制限はあるが、昨年度は、年長児の保護者19名が誕生会を参観している。日々の情報交換や年2回の個別面談・行事などをおして、子どもの成長を伝えて喜び合えるように取り組んでいる。保護者からの情報や個別面談などの内容はケア記録等に反映させている。</p>		

<b>A-2-(2) 保護者等の支援</b>	第三者評価結果
------------------------	---------

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント18&gt; 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 コロナ禍のため、現在、保護者が保育室に入ることへの制限はあるが、連絡ノートや送迎時のコミュニケーションから信頼関係を築くように努めている。保育についての悩みや意見・要望等は、連絡ノートや電話、送迎時に職員に伝えて欲しいことを「入園のしおり」に明記して説明し、「園だより」にも載せている。保護者のプライバシーが守られるように相談の場所は、事務室や2階の会議室を用意している。保護者からの相談などは園長に報告を行なうとともに、状況を説明して園長や主幹保育教諭に判断を仰いだり、助言を受ける体制がある。子育て相談には園長が、子どもの食事については栄養士が対応している。相談内容は、園児管理システムの「意見・要望」や「ケア記録」に記録し、会議等で職員に周知を図っている。</p>		

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>&lt;コメント19&gt;          家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。登園時の視診や保育の中での子どもとの関わりなどから、子どもの心身の状態を観察するとともに家庭状況の把握に努めている。子どもや保護者・家庭に気になる状況が見られた時は、プライバシーに配慮しながら園長が保護者に確認をするなど早めの対応を行なっている。母親の育児不安と子どもへの苛立ちに対応した事例を聞き取ることができた。事例や対応は職員間で共有するとともに法人内の園長会議にも報告されている。「虐待対応マニュアル」が整備され、八幡平市や児童相談所との連携が明記されている。「虐待対応マニュアル」を活用した職員研修の実施と、「児童福祉施設等職員向け児童虐待対応研修」などを受講し、子どもの人権擁護・虐待や権利侵害などについて職員間でさらに意識や理解を深めることが望まれる。</p>		

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		第三者評価結果
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>&lt;コメント20&gt;          保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。保育士等は、保育の計画や子どもの状況・実施記録などから保育実践の反省や振り返りを行い、翌月や次年度の計画へとつなげている。また、ケア記録や発達表のチェック等で、個々の子どもの育ちや発達状況を捉えて職員間で共通理解をもって保育に取り組んでいる。職員は個々に年度の目標を立て月ごとに振り返りを行い、「良かったこと」「次月に頑張ること」などを記載して園長に提出している。共通理解をもって保育に取り組む体制はあるが、「評価」の視点や記録に課題がみられる。「子どもの育ちを捉える視点」「自らの保育を捉える視点」から、保育の過程全体を振り返ることが望まれる。振り返りの時期や方法・手順・会議の持ち方等を検討し、職員一人ひとりの振り返り(自己評価)を、園や保育全体の振り返りにつなげ、保育の改善や専門性の向上に取り組まれることを期待する。</p>		